

「インフルエンザ施設別発生状況」に係る新シーズンの調査開始についてお知らせするものです。
学校保健安全法第 18 条に基づく保健所への連絡について、引き続き適切な対応をお願いします。

事 務 連 絡
令和 8 年 8 月 31 日

各 都 道 府 県 ・ 指 定 都 市 教 育 委 員 会 総 務 課
各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 課
附 属 学 校 を 置 く 各 国 公 立 大 学 法 人 担 当 課
小 中 高 等 学 校 を 設 置 す る 学 校 設 置 会 社 を 所 轄 す る 御 中
構 造 改 革 特 別 区 域 法 第 1 2 条 第 1 項 の 認 定 を
受 け た 各 地 方 公 共 団 体 の 学 校 設 置 会 社 担 当 課
各 都 道 府 県 ・ 指 定 都 市 ・ 中 核 市 認 定 こ ど も 園 主 管 課

文部科学省総合教育政策局健康教育・食育課

令和 8 年度インフルエンザ施設別発生状況調査の開始について

標記のことについて、別紙のとおり厚生労働省から周知依頼がまいりましたので、お知らせします。

なお、本調査は、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 18 条に基づく学校の設置者から保健所への連絡について、その内容を各都道府県・指定都市衛生主管部（局）感染症対策担当課において取りまとめの上、厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課に報告するものです。よって、各学校においては新たに特段の作業等が生じるものではありませんが、各学校の設置者におかれては、保健所への連絡について引き続き適切な対応をお願いします。

これらのことについて、都道府県教育委員会におかれては域内の市区町村教育委員会及び所管の学校（専修学校を含む。）に対して、都道府県私立学校主管課におかれては所轄の学校法人等に対して、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校会社に対して、都道府県認定こども園主管課におかれては域内の市区町村認定こども園主管課に対して周知していただくようお願いします。

なお、本調査の概要に関する問合せは、厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課感染症情報管理室情報管理係までお願いします。

【本調査の概要に関する問合せ先】

厚生労働省健康・生活衛生局 感染症対策部感染症対策課
感染症情報管理室 情報管理係
03-5253-1111（代表）（内2035）

【本事務連絡に関する問合せ先】

文部科学省総合教育政策局 健康教育・食育課
03-5253-4111（代表）（内2976）

事 務 連 絡
令和 8 年 8 月 26 日

文部科学省大臣官房総務課
法令審議室審議第 4 係 御中

厚生労働省健康・生活衛生局
感染症対策部感染症対策課

「インフルエンザ施設別発生状況」に係る新シーズンの調査開始について

標記について、今般、別添（写）のとおり各都道府県及び指定都市衛生主管部（局）感染症対策担当課宛て連絡したところです。

つきましては、地方公共団体の貴課関係部局等への周知について、特段の御配慮方よろしくお願いいたします。

なお、本調査は、学校保健安全法第 18 条に基づく学校の設置者から保健所への連絡について、その内容を各都道府県及び指定都市衛生主管部（局）感染症対策担当課において取りまとめの上、当課に対して報告するものであり、各学校においては特段の作業等が生じるものではありませんので、併せて周知くださいますようお願いいたします。



事 務 連 絡
令和 8 年 8 月 26 日

各 { 都 道 府 県 }
 { 指 定 都 市 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康・生活衛生局
感染症対策部感染症対策課

「インフルエンザ施設別発生状況」に係る新シーズンの調査開始について

インフルエンザ対策の取組の一環として、例年、流行期に「インフルエンザに係るサーベイランスについて」（平成 23 年 3 月 31 日健感発 0331 第 1 号結核感染症課長通知）により、「インフルエンザ施設別発生状況」の報告をお願いしてきたところです。本年も流行期を迎えるに当たり、令和 8 年 8 月 31 日から 9 月 6 日までの週に係る報告から、新シーズン分として報告をお願いします。

本調査については、別添インフルエンザ施設別発生状況に係る注意事項及び Q&A に御留意の上、感染症サーベイランスシステムを用いて報告してください。また、都道府県の担当課におかれましては、管内の市町村（指定都市を除く。）における発生状況を取りまとめの上、報告をお願いします。

報告いただいた内容は、インフルエンザ定点報告及びインフルエンザ入院サーベイランスの結果と併せて、毎週金曜日（休日の場合は翌開庁日）に報道発表する予定です。

なお、インフルエンザ施設別発生状況の把握にあたっては、効率的に感染症の発生状況を把握する観点から、「学校等欠席者・感染症情報システム」（（公財）日本学校保健会）を活用いただくようお願いします。

貴部（局）におかれましては、本調査の実施に遺漏なきを期されるとともに、都道府県の担当課におかれましては、貴管内の市町村（指定都市を除く。）に対し周知いただきますようお願いいたします。